

福祉医療

【福祉医療制度】

県内の医療機関（病院など）で診察を受けたとき、窓口で保険証と福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）を見せていただくと、保険診療の一部負担金（自己負担）分が無料になる制度です。

次の対象者は、福祉医療の申請手続きをしてください。

手続きをしたら、ピンクのカード（福祉医療費受給資格者証）を渡します。

○申請手続き場所

医療年金課（市役所1階）

○対象者

区分	対象者	申請のときに必要なもの
子ども	0歳から18歳までの子ども	保険証
心身に重度の障がいがある人	国民年金法1級	保険証、障害基礎年金証書
	特別児童扶養手当等1級	保険証、特別児童扶養手当証書
	身体障害者手帳1～3級	保険証、身体障害者手帳
	療育手帳の判定がA1～A3、B1、B2（18歳未満の児童）、知能指数が50以下	保険証、療育手帳等
母子・父子家庭等	母子・父子家庭で、18歳未満（18歳の年度末まで）の子と生活している親と子 及び両親のいない18歳未満（18歳の年度末まで）の子	保険証 ※ この他、外国籍の人は、大使館で発行する「独身であることの証明書」が必要となります。

※ほかにも必要なものがある場合があります。窓口で相談してください。

【その他注意事項】

- 1 保険証や住所などが変わったときは、次のとおり届出をしてください。
 - ① 届出場所 医療年金課 (市役所1階)
 - ② 必要なもの 1)ピンクのカード、2)保険証 (保険証が変わったとき)

- 2 県外の医療機関 (病院など) で診察を受けるときは、このカードが使えないので、下記のとおり払戻しの申請手続きをしてください。
 - ① 申請手続き場所 1)医療年金課、2)市内の各行政センター (太田行政センター以外)
※イオン、ジョイフルにあるそれぞれのサービスセンターでは申請できません。
 - ② 必要なもの 1)ピンクのカード、2)保険証、3)領収書、4)預金通帳等

【問合せ先】

おおたしやくしよ いらりょうねんきんか ふくしいらりょうねんきんかか かい ばんまどぐち
太田市役所 医療年金課 福祉医療年金係 (1階12番窓口)

TEL 0276-47-1940